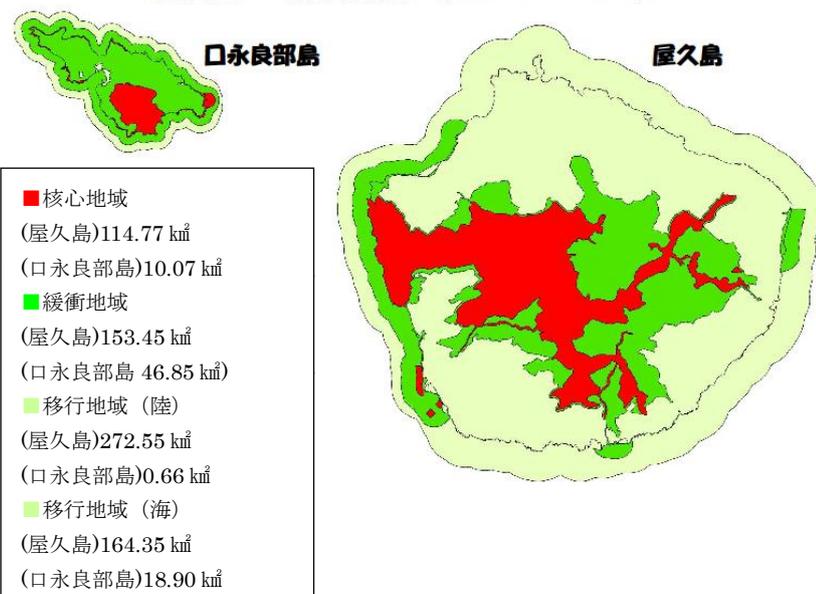


## 屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク 永田地域向け説明資料

ユネスコエコパークとは、世界自然遺産と同じくユネスコが実施する事業ですが、世界自然遺産が手つかずの自然を守ることを原則とする一方、生態系の保全と利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的にしている事業です。

屋久島は、世界自然遺産に登録されるより前の1980年に既にこのユネスコエコパークに登録されていましたが、今回は、口永良部島を含めた町域で再登録を行い、地域振興に役立てていこうと考えています。

### 屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク



ユネスコエコパークにはゾーニングという制度があり、対象地域を3種類のエリアに分けることによって、  
 ①核心地域は「生物多様性の保全」  
 ②緩衝地域は「学術的な研究支援」  
 ③移行地域は「経済と社会の発展」というユネスコエコパークの3つの機能を果たそうとしています。(別添資料①参照)左の図は、平成26年8月29日に提出した申請書概要における屋久島・口永良部島ユネスコエコパークのゾーニング案です。この図では永田浜(四ツ瀬浜、いなか浜、前浜)は、緩衝地域に設定していま

す。これは、ユネスコエコパークの主管省庁である文部科学省から示された基本方針に則り、国立公園第2種特別地域を緩衝地域として定めているものです。(別添資料②参照)なお、ゾーニングにより新たな法的な規制がかかることは一切ありません。

屋久島町では、8月29日に申請概要を提出しましたが、永田地域に深くかかわる事項として、以下のとおり日本ユネスコ国内委員会から指摘がありました。(全文は別添資料③のとおりです)

「ラムサール条約湿地の永田浜は、絶滅危惧種であるアカウミガメの北太平洋最大の産卵地であることから、**核心地域に位置づける必要がないか、アカウミガメの保護に取り組む関係者とともに検討すること。**」

この意見は、第2回屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会において、環境省からも出された意見でもあります。以下の理由から本町としては上記ゾーニング案を進めていく方針です。

- ①現在の案は、文部科学省の基本方針の通り定めているため、永田地域だけ例外として、本来緩衝地域であるものを核心地域に設定する事は難しい。(他の地域と整合性が取れなくなる。)
- ②核心地域の定義は「法的に厳しく保護され、長期的に保全されている地域」とされていることから、多くの利用者が訪れ、地域の人々が主体となって環境学習を実施している永田浜の現状に則さない。むしろ、永田浜の現状は緩衝地域の定義である「実験的研究だけでなく、教育や研修、森林セラピー、エコツーリズムなど、自然の保護、持続的な利活用への理解の増進、将来の担い手の育成等が行われる地域」に合致するため。